

国家戦略特区 追加の規制改革事項などについて

平成28年12月12日

秋池 玲子
坂根 正弘
坂村 健
竹中 平蔵
八田 達夫

1、追加の規制改革事項について

- ・ 我が国の経済活動の約6割を占める国家戦略特区（10区域）において、大胆な規制改革を伴う多くの事業が実施されることが、アベノミクスの加速化にとって、極めて重要である。
こうした中で、3年前の成立後、これまで2回にわたる改正を通じ、現在、合計53の規制改革メニューを有する「国家戦略特区法」を、次期通常国会においても再改正し、更なる「岩盤規制改革のメニュー」を追加することが必要である。
- ・ 「日本再興戦略2016」（6月2日閣議決定）に基づき、「残された岩盤規制に係る重点6分野の課題」を中心に、現在、特区ワーキンググループにおいて規制担当官庁と鋭意折衝等を行った結果、今般、「農業外国人材の就労解禁」や「小規模認可保育所における対象年齢の拡大」などが実現する見込みとなった。
- ・ これまで特区諮問会議で提案された事項に加え、今般、神奈川県や東京都からそれぞれ提案されている、
 - － 地域限定保育士制度（年2回目の保育士試験）を一步進めた、試験問題作成主体の多様化を前提とした「年3回目の保育士試験」の実施や、
 - － 企業等の働き方改革を推進するための「テレワーク推進センター」の設置なども含め、来年の国会提出時まで、改正特区法案に盛り込むメニューの更なる追加のための具体的作業を急ぐ必要がある。

2、Regulatory Sandbox(規制の砂場、ゼロベース特区)について —国家戦略特区における自動走行などの「近未来技術の実証」—

- ・ 国家戦略特区においては、「改訂日本再興戦略 2015」(平成27年6月30日閣議決定)に基づき、昨年より、
 - 完全自動走行(レベル4)を見据えた「自動走行」や、
 - 医療・農業等も含めた様々な分野における健全な利活用を念頭に置いた「ドローン(小型無人機)」等の分野について、規制改革の実現とともに、首長の強いリーダーシップの下、神奈川県・仙台市・仙北市・千葉市等において、度重なる「実証実験」を行ってきた。
- ・ 先月(11月)も、
 - 13日、仙北市(田沢湖周辺)の「公道における無人バス走行」、
 - 22日、千葉市(稲毛海浜公園)の「海上におけるドローン宅配」などで、我が国初の試みを特区発で実施している。

これらの実施に当たっては、もちろん規制担当官庁にも協力いただいている。しかしながら、十分安全性にも配慮し、かつ、それぞれ「数百メートルの実証実験」にも関わらず、多くの方面との事前の協議や手続きが必要とされているのが実態である。
- ・ 特区ですら、このような実態であることを考えれば、昨年11月、総理から指示のあった「自動走行について、(全国で)2017年までに必要な実証を可能とする」「ドローンについて、早ければ2019年までに、荷物配送を可能とする」旨の 目標を達成することは到底困難と言わざるを得ない。
- ・ したがって、少なくとも特区においては、原則自由な実証実験を可能とする「Regulatory Sandbox(規制の砂場、ゼロベース特区)」の仕組みを早急に導入し、これを、実験成果の性能に基づいた評価基準は設けるが、仕様等に関する事前規制は設けないものとすべきである。また、その際、情報公開・監視・第三者評価・紛争処理体制などの「事後チェックルール」を徹底すべきである。
- ・ なお、「自動走行の実証」と併せて、地域における人手不足解消や高齢者による運転事故のリスク軽減の観点からも、前通常国会で成立した改正特区法に盛り込んだ「自家用自動車の活用」も、積極的に実施すべきである。